

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度鯖江市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 31 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第 3 号

令和 3 年度鯖江市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度鯖江市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 33,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,268,000 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日

鯖江市長 佐々木 勝 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		522,273	△70,000	452,273
	2 基金繰入金	70,000	△70,000	0
7 繰越金		20,210	103,559	123,769
	1 繰越金	20,210	103,559	123,769
8 諸収入		42,072	41	42,113
	3 雑入	34,071	41	34,112
歳入合計		6,234,400	33,600	6,268,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		10	33,600	33,610
	1 基金積立金	10	33,600	33,610
歳出合計		6,234,400	33,600	6,268,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	522,273	△70,000	452,273
7 繰越金	20,210	103,559	123,769
8 諸収入	42,072	41	42,113
歳入合計	6,234,400	33,600	6,268,000

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 基金積立金	10	33,600	33,610				33,600
歳出合計	6,234,400	33,600	6,268,000				33,600

2. 歳入

(款) 6 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 基金繰入金	70,000	△70,000	0
計	70,000	△70,000	0

(款) 7 繰越金 (項) 1 繰越金

2 その他繰越金	10	103,559	103,569
計	20,210	103,559	123,769

(款) 8 諸収入 (項) 3 雑入

9 雑入	5	41	46
計	34,071	41	34,112

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険基金繰入金	△70,000	国民健康保険基金繰入金 △70,000

1 その他繰越金	103,559	その他繰越金 103,559
----------	---------	----------------

1 雑入	41	雑入 41
------	----	-------

3. 歳出

(款) 7 基金積立金 (項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 基金積立金	10	33,600	33,610				33,600
計	10	33,600	33,610				33,600

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	33,600	国民健康保険基金積立金	33,600
		24 積立金	33,600

